

## 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

令和4年7月27日

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議



## 目次

○ 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方	1
○ 特別支援教育に関する科目（1種免許状）	4
【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
・特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5
・特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6
【第2欄】特別支援教育領域に関する科目	7
● 視覚障害者に関する教育の領域	8
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 聴覚障害者に関する教育の領域	11
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 知的障害者に関する教育の領域	14
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 肢体不自由者に関する教育の領域	17
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	20
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	23
● 発達障害者に関する教育の領域	24
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 重複障害者に関する教育の領域	27
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	

## 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

### (1) 作成の背景

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告（以下、「有識者会議報告」という。）が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（以下「中教審答申」という。）が取りまとめられた。

これらの会議においては、特別支援教育を担う教師の専門性の向上について、

- ・特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要であること
- ・特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要があること
- ・このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、自立活動、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付け、その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮すること
- ・加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
- ・その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意すること

等の提言がされたところである。

こうした提言を契機に、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）が開催され、同検討会議の下に、「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し検討を行うこととなった。

### (2) 作成の目的

「教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）」（以下「基礎免コアカリキュラム」という。）は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、基礎免コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させた上で、これに加え、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（以下「本コアカリキュラム」という。）についても、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質の保証を目指すものである。

### (3) 本コアカリキュラムの作成方針・留意点

有識者会議報告及び中教審答申の提言を踏まえ、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現行の教育職員免許法施行規則第7条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項並

びに検討会議が指揮する方向性を踏まえて作成した。

また、実際の作成に当たっては、次のことに留意した。

- ・先行する「基礎免コアカリキュラム」の構成等を参考にすること。
- ・基礎免コアカリキュラムの目標との系統に留意すること。
- ・教育職員免許法施行規則第7条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項の間の関連に留意すること。
- ・有識者会議報告等の提言を踏まえ、特別支援学校学習指導要領等（平成29年4月公示・平成31年2月公示）及びその解説、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を根拠としながら、学生が共通的に理解すべき基礎的な範囲でミニマムエッセンシャルとなるよう検討すること。

本コアカリキュラムの構成は、先行する基礎免コアカリキュラムに倣い、教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。さらに、学生が教育内容を修得する上で有効である等との理由から、大学の実際の授業において、授業科目に該当する欄とは別の欄の教育内容を、実際に実施する授業科目において関連付けて扱うことを制限するものでもない。

また、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習については、基礎免コアカリキュラムにおける「教育実習（学校体験活動）」の目標を参照することができることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

ワーキンググループにおいては、第2欄及び第3欄に含まれる各障害領域の「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の事項に関する目標を設定する際、次のことに留意した。

- ・基礎免コアカリキュラムに示す目標との重複は避け、資質能力の関連を踏まえながら、広がりや深まりの観点から検討すること。
- ・全体目標を教育内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」と「到達目標」については、横断的な視点で整理に努めること。
- ・基礎免コアカリキュラムに倣い、「到達目標」の目標水準は「理解すること」を基本とすること。なお、基本的な目標水準を踏まえた発展的な目標を設定する場合は、基礎免コアカリキュラムの目標水準の範囲とすること。
- ・「指導法」など大学によって想起する教育内容やその範囲が異なるような曖昧な用語の使用は控えること。なお、特別支援学校の教育において適用できると思われる指導法及びその裏付けとなっている理論は多様に想定されるため、特定の方法論の表記は避けるとともに、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すという本コアカリキュラムの作成の目的を踏まえ、一般的で、統一感のある表現の工夫に努めること。
- ・「等」の使用については、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとするところから、できる限り達成してほしい目標を具体的に示すよう努めること。

教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化しうるものであるため、本コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが有り得るものとする。

#### （４） 本コアカリキュラムの活用について

教職課程の質の保証や教師の資質能力の向上のためには、教師を養成する大学、教師を採用・研修する教育委員会や学校法人等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進めていく必要がある。本コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修、又人事異動やキャリアパス等に関わる各関係者においては、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを活用することが求められる。

#### **[大学関係者]**

- ・ 各教員養成大学において教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの教育内容や該当欄に示している留意事項等を十分踏まえるとともに、教育委員会等が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参照し、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるように留意すること。
- ・ 教職課程の担当教師一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する本コアカリキュラムの「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位設定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、本コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教師としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力についての見通しをもたせたりして学べるように指導すること。

#### **[採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等）]**

- ・ 教員養成を担う全国の大学で本コアカリキュラムの教育内容を反映させた教員養成が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考や免許法認定講習の実施や「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の検討を行うこと。

#### **[国（文部科学省）]**

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムやその活用について理解されるよう広く周知を行うこと。
- ・ 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

今後、本コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、基礎免コアカリキュラムとの関連において、更なる教職課程の質保証につなげていくとともに、教師の資質能力、ひいては我が国の学校における特別支援教育の質の向上に寄与することを期待する。

## 第1欄

### 特別支援教育の基礎理論に関する科目

科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3	6
特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	3	7

## 特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

### 全体目標：

特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

### (1) 特別支援教育の理念

#### 一般目標：

特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

#### 到達目標：

- 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
- 2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

### (2) 特別支援教育の歴史

#### 一般目標：

障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

#### 到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
- 2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

### (3) 特別支援教育の思想

#### 一般目標：

特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

#### 到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
- 2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。



## 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

**全体目標：** 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

### (1-1) 特別支援教育に関する社会的事項

**一般目標：** 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

**到達目標：** 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。  
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

### (1-2) 特別支援教育に関する制度的事項

**一般目標：** 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

**到達目標：** 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。  
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

### (1-3) 特別支援教育に関する経営的事項

**一般目標：** 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

**到達目標：** 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。  
2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営の基本的な考え方を理解している。  
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

## 第2欄

### 特別支援教育領域に関する科目

科目	一般目標数	到達目標数
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
● 視覚障害者に関する教育の領域	1	3
● 聴覚障害者に関する教育の領域	1	3
● 知的障害者に関する教育の領域	1	3
● 肢体不自由者に関する教育の領域	1	3
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	1	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
● 視覚障害者に関する教育の領域	3	10
● 聴覚障害者に関する教育の領域	3	9
● 知的障害者に関する教育の領域	3	11
● 肢体不自由者に関する教育の領域	3	9
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	3	9

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 視覚障害者に関する教育の領域 -

**全体目標：** 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

#### (1) 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

**一般目標：** 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

**到達目標：**

- 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 視覚障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（視覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### （１）教育課程の編成の意義

**一般目標：** 特別支援学校（視覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

**到達目標：** 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

#### （２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（視覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 視覚障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。  
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要で確かな概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
- 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
- 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
- 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
- 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成するとともに、授業改善の視点を身に付けている。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 聴覚障害者に関する教育の領域 -

**全体目標：** 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

#### (1) 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

**一般目標：** 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

**到達目標：**

- 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
- 3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 聴覚障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（聴覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### （１）教育課程の編成の意義

**一般目標：** 特別支援学校（聴覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

**到達目標：** 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

#### （２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（聴覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 聴覚障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。  
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
- 2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
- 3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。



## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 知的障害者に関する教育の領域 -

#### 全体目標：

知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

#### (1) 知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

#### 一般目標：

知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

#### 到達目標：

- 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 知的障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（知的障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### （１）教育課程の編成の意義

**一般目標：** 特別支援学校（知的障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

**到達目標：** 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

#### （２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校（知的障害）の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
- 5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 知的障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。  
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
- 3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
- 4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 肢体不自由者に関する教育の領域 -

**全体目標：** 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

#### (1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

**一般目標：** 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

**到達目標：**

- 1) 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 肢体不自由者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（肢体不自由）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### （１）教育課程の編成の意義

**一般目標：** 特別支援学校（肢体不自由）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

**到達目標：** 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

#### （２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（肢体不自由）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 肢体不自由者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。  
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要となる体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
- 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
- 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 -

#### 全体目標：

病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

#### （１）病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

#### 一般目標：

病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

#### 到達目標：

- 1) 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（病弱）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### （１）教育課程の編成の意義

**一般目標：** 特別支援学校（病弱）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

**到達目標：** 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

#### （２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（病弱）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。



## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

**全体目標：** 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
- 2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
- 3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
- 4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

### 第3欄

#### 免許状に定められることとなる特別支援教育 領域以外の領域に関する科目

科目	一般目標数	到達目標数
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (発達障害者に関する教育の領域)	1	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 (発達障害者に関する教育の領域)	3	7
(重複障害者※1に関する教育の領域)	1	2

※1 教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の備考では、「複数の障害を併せ有する者」と規定されているが、本コアカリキュラム上では、「重複障害者」と表記。

※2 第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」における「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育については、第2欄のコアカリキュラムを参照。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

### - 発達障害者に関する教育の領域 -

#### 全体目標：

発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

#### (1) 発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

#### 一般目標：

学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

#### 到達目標：

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 発達障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

#### (1) 特別の教育課程の編成の意義

**一般目標：** 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

**到達目標：** 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

#### (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

**到達目標：** 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。  
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。  
3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 指導法 —

#### － 発達障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。  
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

#### （１）各教科等の配慮事項と授業設計

**一般目標：** 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

**到達目標：**

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
- 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
- 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

## 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

### — 教育課程 —

#### － 重複障害者に関する教育の領域 －

**全体目標：** 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

#### (1) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

**一般目標：** 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

**到達目標：**

- 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
- 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの作成に係る検討に必要な専門的作業等協力者  
(敬称略・五十音順)

※職名は令和4年7月現在

氏名	職名	障害種等
安藤 隆男	筑波大学名誉教授	主査
樋口 一宗	松本大学教育学部学校教育学科教授	副主査
青木 隆一	千葉県立千葉盲学校長	視覚障害
青柳 まゆみ	愛知教育大学准教授	
氏間 和仁	広島大学准教授	
小林 秀之	筑波大学准教授	
山岸 直人	東京都立文京盲学校長	
鹿嶋 浩	愛知県立岡崎聾学校長	聴覚障害
澤 隆史	東京学芸大学教授	
武居 渡	金沢大学教授	
立入 哉	愛媛大学教授	
村野 一臣	東京学芸大学教職大学院特命教授	
青山 新吾	ノートルダム清心女子大学准教授	知的障害
門脇 恵	宮城教育大学東北学校教育共創機構就労支援アドバイザー	
古我知 博樹	沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育室長	
葉石 光一	埼玉大学教授	
橋本 創一	東京学芸大学教授	
一木 薫	福岡教育大学教授	肢体不自由
笠原 芳隆	上越教育大学教授	
長沼 俊夫	日本体育大学体育学部教授	
橋本 典子	高知大学教職大学院准教授	
廣瀬 雅次郎	長崎県教育庁特別支援教育課指導主事	
相川 利江子	千葉県立仁戸名特別支援学校長	病弱・ 身体虚弱
滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教授	
丹羽 登	関西学院大学教授	
萩庭 圭子	神奈川県立平塚盲学校長 (前神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課長)	
平賀 健太郎	大阪教育大学准教授	
岸野 美佳	福井県特別支援教育センター所長	発達障害
齊藤 真善	北海道教育大学札幌校准教授	
曾山 和彦	名城大学教授	
高橋 あつ子	早稲田大学教職大学院教授	
花熊 暁	愛媛大学名誉教授	

なお、文部科学省においては、次の視学官及び調査官が編集に当たった。

分藤 賢之	長崎県教育庁特別支援教育課長 (前初等中等教育局視学官)
菅野 和彦	初等中等教育局視学官(併)特別支援教育課特別支援教育調査官
森田 浩司	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
堀之内 恵司	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
加藤 宏昭	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
深草 瑞世	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官(命) インクルーシブ教育システム連絡調整担当
加藤 典子	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官